

令 7 消 防 保 安 第 9 8 号
令和 7 年 (2025年) 4 月 2 日

一般社団法人 山口県LPガス協会
会 長 床 西 悟 様

山 口 県 総 務 部 長

令和 7 年度山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針について

液化石油ガス保安行政の推進については、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の標記保安指導方針を別添のとおり策定しましたので、貴協会員に対し周知徹底していただくようよろしくお願いいたします。

なお、貴協会各支部長には、4月15日(火)に開催される貴協会主催の理事会において説明することとしています。

消 防 保 安 課
産 業 保 安 班
担 当 : 岩 崎 、 兼 石
TEL : 083-933-2374
FAX : 083-933-2408

令和7年度 山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針

令和7年4月
山口県総務部消防保安課

1 方針策定の背景

令和6年度の県の立入保安指導において、定期供給設備点検・消費設備調査等の保安業務の不適切な実施等の法令違反が一部の事業者で確認されており、昨年度の保安指導方針として掲げていた法令遵守が、未だに徹底されていない状況にある。

また、近年の全国のLPガス消費者事故の発生件数は、200件前後と依然高止まりの傾向が続いており、予断を許さない状況にある。

県内における昨年度のLPガス消費者事故の発生状況を見ると他工事業者に起因する漏えい事故が2件発生している。

※平成27年以降のLPガス事故発生状況

年		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
全 国	事故計	182	140	195	212	203	198	220	264	192	-
	死傷者数	62	52	50	47	32	30	22	27	36	-
山 口 県	事故計 (他工事事故)	3 (1)	1 (1)	1 (1)	6 (3)	4 (1)	0 (0)	7 (5)	2 (0)	2 (1)	2 (2)
	負傷者数	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0

2 重点指導事項

昨年度の県の保安指導方針をベースとし、これまでの事故状況や国の方針等を踏まえ、次に掲げる2項目を重点指導事項とする。

1 法令遵守の徹底

2 事故防止対策の徹底

1 法令遵守の徹底

- 定期点検・調査の確実な実施のため、前回実施した定期点検・調査の実施年月日、一般消費者等の一覧表等により、実施漏れ等を常にチェックし、法定期限内の実施に努めること。
- 訪問時に不在が続く一般消費者等に対しては、書面等で保安業務の重要性を周知するとともに、時間帯を変え、継続的な訪問を行う等、保安業務の確実な実施に取り組むこと。
なお、その後も不在が続く場合には、訪問記録等を保存しておくこと。

立入保安指導事項

◎定期点検・調査の確実な実施

(定期点検・調査の一覧表等により、漏れなく確実に実施のこと)

2 事故防止対策の徹底

- ガス事業者以外の者が行う建設工事等に伴い、ガス管を損傷するなどの事故を防止するため、LPガス販売事業者は法定の周知や点検・調査以上の頻度での一般消費者等との接点を増やし、ガス事業者以外の者が行う建設工事等の前には確実に連絡を取り合えるよう一般消費者等との信頼関係の構築に努めること。
- 調整器、高圧ホース等については、メーカーの交換推奨期限を超えて使用した機器からの漏えい事故等が多く発生している。また、マイコンメーター、警報器等は事故を未然に防ぐ保安機能を有していることから、これらの機器の期限管理を徹底するように努めること。

立入保安指導事項

◎LPガス消費者事故の撲滅

(一般消費者等との信頼関係構築のための工夫した周知等の実施)